

岩手県職労

号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

岩手県職員労働組合

No.2361

2016年

2月2日

越年闘争終結！欠員解消、超過勤務をはじめとした職場課題は2016春闘で引き続き改善を訴えよう！

確定闘争⑱—越年課題 2.1 県職労総務部長交渉

確定闘争最終交渉

勤務意欲策 実感できる具体策を！

職場課題 欠員解消・実態に見合った人員確保を！

総務部長「引き続き検討する」と明言

～引き続き課題改善に向け、2016春闘へ～

2月1日、県職労は賃金改定、給与制度の総合的見直し等の2015賃金確定と、人員・超勤等の県職労独自課題について、越年闘争最終局面となる総務部長交渉を行った。交渉結果は次のとおり。



総務部長（右）に職場改善を訴える県職労交渉団

【2015 給与改定】差額支給について支給日を確認（3月31日：月例給・一時金等、4月15日：一部の超勤等）し、支障のないよう十分な予算措置をするよう要請し、予算確保を確認した。

【給与制度の総合的見直し】県人勧尊重の立場等から制度導入を判断したとの見解、及び退職手当の支給水準維持のため調整額を国と同額に改定することを確認。交渉団から中高年齢層を中心に3年間の現給保障で賃金回復できない状況を指摘し、一層の具体的な勤務意欲向上策を示すよう要請。部長から「引き続き検討していく」との回答を確認。

【職場課題】人員、超勤等の職場課題について、技能員等の現業職の人員確保は専門性を考慮し主管課の意見を踏まえ対応するとの回答。欠員解消に向けて、新採用者の確保、他県応援職員の確保など、努力していくことを確認。交渉団より人員不足が深刻な問題であることを訴え、確実な人員確保を求めた。

勤務意欲確保策をはじめ、多くの課題が継続となった。総務部長から「継続課題は組合の意見を聴きながら取り組む」との回答を引出したことを踏まえ、県職労では来たる2016春闘において改めて職場の切実な要求を基に、当局に前進回答を求めていく。



総合的見直しの問題点を追及する小田嶋副委員長

給与制度の総合的見直し導入後の退職手当はどうか？ 影響額をしっかりと検証！

当局は2月1日総務部長交渉において、給与制度の総合的見直しにより基本給が減少するため、退職手当が減少することから、調整額を国並みに増額改定し、退職手当の支給水準を維持することを明らかにし、単純平均で退職者1人当たり約14万円の増額となると示した。個々の増額幅は退職時の到達級号給により大幅に異なるため、影響額を検証してみよう。

【Point 1】退職手当の計算方法をチェック！

退職手当＝基本額（退職時点の給料月額×支給率）＋調整額（職責（在級）に応じた加算分）

基本額は退職日の給料月額に勤続年数・退職理由等により決定される支給率を乗じて算定。調整額は職責（在級）に応じた加算額（退職した者の最も高い職責60ヶ月分に応じて加算）となる。

《計算例》行政職5-89号（最高号給）で定年退職。勤続年数38年（支給率：49.59）。
4級12月（1年）、5級48月（4年）が対象の60月となる退職者の場合
ア 基本額 403,200円（給料月額）×49.59≒1,999万円
イ 調整額 4級20,850円×12月＋5級25,000円×48月≒145万円
合計（ア＋イ） 2,144万円…①

【Point 2】改定による影響額は？

左表は国が実施した退職金の調整額の改定状況。上の計算例と同様に具体的な影響額を試算する（総合的見直しにより号給増設（行政職：4級・5級にそれぞれ8号給）が行われるため、改定後の最高号給で試算）。その結果、今年の試算より退職金額が9万円引き上げとなる。

行政職の場合（抜粋）

	現行	改正後
3級	16,700	21,700
4級	20,850	27,100
5級	25,000	32,500
6級	33,350	43,350

※2級以下はなし

《計算例》行政職5-97号（改定後の最高号給）で定年退職。勤続年数38年（支給率：49.59）。
4級12月（1年）、5級48月（4年）が対象の60月となる退職者の場合
ア 基本額 396,300円（給料月額）×49.59≒1,965万円（▲34万円）
イ 調整額 4級27,100円×12月＋5級32,500円×48月≒188万円（＋43万円）
合計（ア＋イ） 2,153万円…②（①と比較して＋9万円）

【Point 3】退職時の到達級により影響額は異なる！？

右表は行政職における退職時の到達級号給に応じて試算した影響額だ。退職時の到達級により引上げ幅は大幅に異なることも明らかとなった。4級・5級は在籍者が集中する最高号給（総合的見直し後は号給増設後の最高号給で算定）、6級・7級は現行で在籍者数が最も多い号給で試算したもの（在職年数はいずれも35年以上の定

（単位：万円）

到達級	退職時号給	現行	改定後	差額
4級	4-93 (改定後4-101)	2,051	2,079	28
5級	5-89 (改定後5-97)	2,149	2,160	11
6級	6-57	2,237	2,268	31
7級	7-36	2,421	2,476	55

年退職とし、調整額は算定対象の5年間通して同一級に在籍と仮定）。人員が最も多い5級の増額幅が低く抑えられ、当局が主張する平均額には及ばない。改定をしても5級を中心に最高号給者の勤務意欲確保策が継続課題となることは明らか。継続課題として改善要求を強めていく。